

立地適正化計画と地域公共交通計画の関係

- 都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、都市全体の構造を見渡しながらか、**居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導**と、それと連携して、公共交通の改善と地域の輸送資源の総動員による**持続可能な移動手段の確保・充実**を推進する。
- 必要な機能の誘導・集約に向けた市町村の取組を**国庫補助金等で支援**。

立地適正化計画

【改正都市再生特別措置法】(平成26年8月1日施行)

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

拠点エリアへの医療、福祉等の都市機能の誘導

◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進

- 誘導施設への税財政・金融上の支援
- 福祉・医療施設等の建替等のための容積率の緩和
- 公的不動産・低未利用地の有効活用

◆歩いて暮らせるまちづくり

- 歩行空間の整備支援

歩行空間や自転車利用環境の整備

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- 誘導したい機能の区域外での立地について届出、市町村による働きかけ
- 誘導したい機能の区域内での休廃止について届出、市町村による働きかけ

居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

公共交通沿線への居住の誘導

◆区域内における居住環境の向上

- 住宅事業者による都市計画等の提案制度

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- 一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ

地域公共交通計画

【改正地域公共交通活性化再生法】

(公布:令和2年6月3日、施行:令和2年11月27日)

- ◆まちづくりとの連携
- ◆地方公共団体が中心となった地域公共交通ネットワークの形成の促進

- 地域交通ネットワークの再編
- 乗継割引運賃等のサービス改善を促進等

- 路線バス等の維持が困難な場合には、地方公共団体が、関係者と協議の上、公募により代替する輸送サービス
(コミュニティバス、乗合デマンドタクシー、自家用有償旅客運送、スクールバス等)導入を検討

多極ネットワーク型コンパクトなまちづくり

拠点間を結ぶ交通サービスを充実

乗換拠点の整備

ダイヤ・運賃等の調整による公共交通サービスの改善

従来の公共交通機関に加え、地域の輸送資源の総動員による移動手段の維持・確保

防災指針の策定

国土交通大臣の認定

関係法令の特例・予算支援の充実

立地適正化計画

地域公共交通計画

連携

好循環を実現